

泉南市公告第 53 号

市有財産（自動車）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年10月11日

泉南市長 竹中 勇人

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を個別に入札に付し、売払う。

（自動車）

売却区分 番号	財産名称	登録	排気量	走行距離 (km)	車検	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
R3-1	H20年式 三菱キャンター 2t 塵芥車 一時抹消登録済	H20.9	4.890	118,904	期限切れ	200,000	20,000
R3-2	H14年式 スズキキャリイ 軽 清掃ダンプ 一時抹消登録済	H14.9	0.650	134,772	期限切れ	70,000	7,000

備考：1. 予定価格とは、あらかじめ泉南市が定めた最低売却価格（税抜）をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は同条第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 泉南市が定める泉南市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKS I官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
- (6) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により令和3年11月8日

(月) 午後2時までに参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み(本申込み)は、仮申し込み手続きを完了した後、令和3年11月8日(月)午後5時までに、所定の申込書により泉南市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込み込むこと。

①申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号  
泉南市役所 総務部総務課 管理係

イ 郵送方法 特定記録郵便又は簡易書留郵便

ウ 受付 令和3年11月8日(月)消印有効

②申込書等を持参する場合

ア 受付場所 泉南市役所 総務部総務課 管理係

イ 受付時間 開庁日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 泉南市役所 本庁舎2階 総務部総務課

(2) 期間 令和3年10月22日(金)午後1時から令和3年11月8日(月)午後2時まで

5 現地見学(下見)を行う日時及び場所

売却区分 番 号	日 時	場 所
R 3-1 R 3-2	令和3年11月1日(月) ～令和3年11月5日(金) 午前9時30分から午後5時 (祝日及び正午～午後1時は除く)	大阪府泉南市樽井1丁目1番1号 泉南市役所 駐車場(保管場所)

※参加ご希望の場合、上記期間中の希望日時を事前ご予約のうえ、本庁舎2階 総務課まで、お越しください。

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間

令和3年11月22日(月)午後1時から令和3年11月29日(月)午後1時まで

(3) 開札日 令和3年11月29日(月)午後1時以降

## 7 入札の方法

- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵送による入札書の提出は認めない。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 落札者が、泉南市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は泉南市に帰属する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

## 10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、泉南市は開札を行い、売却区分番号（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

## 11 契約書の作成の要否

### (1) 契約の締結期限

落札者は、令和3年12月7日（火）午後2時までに契約を締結しなければならない。

### (2) 契約書の作成の要否

要す。

### (3) 契約保証金

契約の相手方は、市が定めた契約保証金を納付しなければならない。

#### (4) 売却代金の支払い方法

契約の相手方は、令和3年12月13日(月)午後2時30分までに泉南市が納付を確認できるよう、次のいずれかの方法で納付しなければならない。

ア. 泉南市が指定する銀行口座へ振込による納付。

イ. 現金もしくは銀行振出の小切手(大阪手形交換所加盟の金融機関が振り出す自己あて小切手とし、振出日より8日以内のもので、「受取人」は「持参人払い」としたものに限り。)を泉南市へ直接持参。

#### 1.2 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証写し及び泉南市より指示のあった書類等を提出すること。
- (4) 譲渡証明書に記載する譲受け人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (5) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

#### 1.3 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

〒590-0592

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市総務部総務課管理係

電話番号 072-483-0001(直通)